

# 文教警察委員会会議記録

文教警察委員長 阿部 長夫

## 1 日 時

令和4年12月9日(金) 午前10時00分から  
午前11時50分まで

## 2 場 所

第2委員会室

## 3 出席した委員の氏名

阿部長夫、衛藤博昭、志村学、麻生栄作、高橋肇、守永信幸、馬場林

## 4 欠席した委員の氏名

なし

## 5 出席した委員外議員の氏名

平岩純子、猿渡久子

## 6 出席した執行部関係者の職・氏名

教育長 岡本天津男、警察本部長 種田英明 ほか関係者

## 7 会議に付した事件の件名

別紙次第のとおり

## 8 会議の概要及び結果

- (1) 第115号議案、第116号議案及び第117号議案のうち本委員会関係部分については、可決すべきものといずれも全会一致をもって決定した。
- (2) 第111号議案については、可決すべきものと土木建築委員会に回答することに全会一致をもって決定した。
- (3) 損害賠償の額の決定について、令和5年度当初予算要求状況について及び第三次大分県特別支援教育推進計画(改訂版)についてなど、執行部から報告を受けた。
- (4) 閉会中の継続調査について、所定の手続を取ることにした。

## 9 その他必要な事項

なし

## 10 担当書記

議事課議事調整班 主査 阿南絵理  
政策調査課調査広報班 主任 甲斐雅俊

# 文教警察委員会次第

日時：令和4年12月9日（金）10：00～

場所：第2委員会室

## 1 開 会

## 2 教育委員会関係

10：00～11：15

### (1) 合議議案件の審査

第111号議案 公の施設の指定管理者の指定について

### (2) 付託案件の審査

第117号議案 令和4年度大分県一般会計補正予算（第4号）（本委員会関係分）

### (3) 諸般の報告

①損害賠償の額の決定について

②令和5年度当初予算要求状況について

③第三次大分県特別支援教育推進計画（改訂版）について

④損害賠償請求事件に係る求償について

⑤大分市立小学校教諭逮捕事案について

### (4) その他

## 3 警察本部関係

11：15～11：55

### (1) 付託案件の審査

第115号議案 警察署の名称、位置及び管轄区域条例の一部改正について

第116号議案 財産の取得について

第117号議案 令和4年度大分県一般会計補正予算（第4号）（本委員会関係分）

### (2) 諸般の報告

①令和5年度当初予算要求状況について

### (3) その他

## 4 協議事項

11：55～12：00

### (1) 閉会中の継続調査について

### (2) その他

## 5 閉 会

## 会議の概要及び結果

**阿部委員長** ただいまから、文教警察委員会を開きます。

また、本日は、委員外議員として平岩議員、猿渡議員に出席いただいています。委員外議員の方が発言を希望する場合は、委員の質疑の終了後に挙手し、私から指名を受けた後、長時間にわたらないよう、要点を簡潔に御発言願います。

本日審査いただく案件は、今回付託を受けた議案3件、土木建築委員会から合い議があった議案1件です。

この際、案件全部を一括議題とし、これより教育委員会関係の審査に入ります。

まず、合い議案件の審査を行います。

第111号議案公の施設の指定管理者の指定について執行部の説明を求めます。

**岡本教育長** 教育長の岡本です。初めに私から御挨拶を申し上げます。委員の皆様には、日頃から教育行政の推進に様々な御尽力をいただき、改めて厚く御礼申し上げます。

本日は、合い議案件1件、付託案件1件、諸般の報告5件について説明、報告します。関係事項は、それぞれ担当課長から御説明するのでよろしく願います。

なお、教育改革・企画課長の重親が新型コロナウイルス感染症の濃厚接触者となったため、総務企画監の小野が代理出席しています。

**佐保体育保健課長** 第111号議案公の施設の指定管理者の指定について御説明します。

文教警察委員会資料の2ページを御覧ください。なお、議案書は54ページの中央部分です。

土木建築部が所管する大洲総合運動公園及び教育委員会が所管する大分県立フェンシング場が、今年度末に指定管理者の更新時期を迎えます。このたび、指定管理候補者を選定したので、地方自治法の規定に基づき、指定の承認をお願いするものです。

本施設は、県土木建築部が所管する硬式野球場やテニスコートなどの大洲総合運動公園、教

育委員会が所管するフェンシング場、大分市が所管する大洲総合体育館が一体的に構成されています。そのため、公園全体の効率的な管理運営や各施設の一体的な利活用を図ることを目的に、大分市との共同公募を実施しています。

資料の下段の3指定管理候補者及び選定委員会における評価等ですが、募集に対し、申請のあった1団体について審査を行った結果、ファビルス・プランニング大分共同事業体を指定するものです。ビルメンテナンス業務を行う株式会社ファビルスが代表企業となり、広告やイベント業務を行う株式会社プランニング大分が構成員となっています。

選定委員会における評価については、公園管理の豊富な経験があり、業務を安定的に実施できる経営基盤を有していることや、樹木植栽を定期的に剪定するなど、利用者の安全確保対策についても的確に行われていることなどが評価されました。

指定期間は、令和5年度から令和9年度までの5年間で、提案価格は3億6,185万円、うちフェンシング場については895万5千円です。

**阿部委員長** 以上で、説明は終わりました。

これより、質疑に入ります。

委員の皆様から質疑、御意見等はありませんか。

**麻生委員** 大分市との共同公募とのことですが、現在、まだ県がやっています。将来的なことも含めて、全て大分市にお任せする案も検討中だと伺っていますが、それについてのスケジューリングとか進捗状況があれば報告いただきたいのが1点。

また、コロナによって契約当初の利用想定よりかなり落ち込んだ時期があり、指定管理者が大変苦勞されていると思います。今回の発注仕様書段階での工夫はどのようにしているのか、この2点を伺います。

**佐保体育保健課長** 1点目の大分市への移管等

についてですが、県及び大分市の関係部署のメンバーで構成された大洲総合運動公園及び大分スポーツ公園に関する施設の在り方検討委員会を立ち上げており、今後の県内のスポーツ施設等の在り方について、県と市の間で、現在、意見交換を行っています。これまで2回協議等を重ねていますが、その方向性についてはまだはっきりとはしていません。現在、意見交換等を行っている段階です。

2点目の仕様書の段階での利用者の設定ですが、今回の仕様書では、1万2千人と設定しています。この1万2千人は、コロナ前の利用状況を踏まえた上での設定です。コロナの時期については、やはり利用者がかなり落ち込んでいました。令和4年現在でも、まだコロナ禍も続いています。毎月約1千人程度の利用者があり、年度で1万2千人を超える見込みです。

**麻生委員** 大分市と県の協議について、そういうテーブルができて検討中ということですね。プロスポーツ団体のキャンプ地として、大分県が気候温暖で、しかも雨が少ないことから大変脚光を浴びており、ぜひ大分でキャンプをしたいところが増えているようですが、どこを話せばいいのかという声を聞きます。また、施設整備とかいろんな課題もあるから、窓口が明確になっていないと進まないようなので、ぜひ協議を加速させていただきたいと思います。

それから、今回のコロナのような想定外の問題について、利用の急激な減少等があったときに指定管理者に全てを被せるのではない対策の形を十分検討しておく必要があるかと思えます。想定外の部分についても、引き続き研究をしておいていただけるよう要望しておきます。

**阿部委員長** ほかに質疑、御意見等はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

**阿部委員長** 委員外議員の方は質疑等ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

**阿部委員長** 別に、御質疑等もないので、これより採決します。

本案は原案のとおり可決すべきものと、土木

建築委員会に回答することに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

**阿部委員長** 御異議がないので、本案は原案のとおり可決すべきものと土木建築委員会に回答することに決定しました。

以上で、合議案件の審査を終わります。

次に、付託案件の審査を行います。

第117号議案令和4年度大分県一般会計補正予算（第4号）のうち、教育委員会関係部分について執行部の説明を求めます。

**寺川教育財務課長** 第117号議案令和4年度大分県一般会計補正予算（第4号）のうち教育委員会所管分について説明します。

令和4年度補正予算に関する説明書（補正第4号）では、45ページに記載していますが、説明は委員会資料の3ページをお願いします。

特別支援学校に係る運営費、補正額は400万円です。静岡県で起きた送迎バス園児置き去り事件を受け、バス送迎時の児童生徒の安全を確保するため、特別支援学校のスクールバス全20台に安全装置を整備するものです。安全装置の具体的な基準が年内に国から示される予定となっているため、その後の整備となりますが、安全管理については、複数人での確認などを徹底しています。

なお、昨今の資材不足等の影響を考慮し、繰越しの設定もお願いしています。

**阿部委員長** 以上で、説明は終わりました。

これより、質疑に入ります。

委員の皆様から質疑、御意見等はありませんか。

**馬場委員** 静岡の事件を受けてのことですが、現状では特別支援学校は、どういう体制で送迎されているのか。

それと、今まで特別支援学校のバスで事故等がなかったのかも含めてお尋ねします。

**友成特別支援教育課長** 特別支援学校のスクールバスには、運転手に加えて、介助員が必ず1人乗っています。現在、子どもが乗降した後、必ずチェックするように県では指導しています。

また、登校後には、朝のホームルームの折に

出欠確認をしているので、その際、欠席連絡が事前にない場合には、必ず連絡して状況を把握するようにしています。

過去の事故等は、私の中では把握していません。

**麻生委員** バスの運行に関しては委託していると思いますが、事故等があった場合は当然、特別支援学校の同乗教員の責任と、受託業者の責任があると思います。委託の発注仕様書の段階で、もし何かあったときは、即座に業者を変更するとか、そういった取決めがあるのかについて伺います。こういったヒューマンエラーを仕組みによって変えていくのも必要なことかと思いますが、基本的には責任所在の明確化と、やっぱり人間がしっかりやっけていかないと、こういった設備によって大丈夫だと思ってしまうと、また責任所在も不明確になるので、同じようなことが繰り返されることになりかねないと思うので、そのあたりはどうなっているか、確認します。

**友成特別支援教育課長** まず、スクールバスそのものは県が購入していますが、運行はバス会社等と委託契約を結んで実施しています。責任の明確化については把握できていませんが、早急に調査をし、確認していきたいと思っています。

**麻生委員** 責任の明確化についてこれから調査して確認するというその感覚が、この段階で既にヒューマンエラーが起こっていると言えますよ。それは教育委員会の責任だと厳しく問題視して指摘しておきます。

**守永委員** 年内に国から基準が示されるという説明でしたが、予算として400万円が計上されている根拠としては、どういう装備が想定されているのか。国から示される基準が、その予算で収まるかをどう見極めているのか、教えてください。

**寺川教育財務課長** 国からガイドラインが年内に示される予定になっていますが、文部科学省からの情報ではおおむね1施設当たり20万円と聞いています。内容としては、ブザーをバスの後方に取り付けます。エンジンを切ると、バ

スの後方のブザーが鳴り、後方まで行って解除しないと鳴り止まないもので、結果として車内を巡回して確認する装備と聞いています。

**阿部委員長** ほかに質疑、御意見等はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

**阿部委員長** 委員外議員の方は質疑等ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

**阿部委員長** ほかに、御質疑等もないので質疑を終了します。なお、採決は警察本部の審査の際に一括して行います。

次に、執行部より報告をしたい旨の申出があったので、これを許します。①から③について、一括して報告を求めます。

**寺川教育財務課長** 損害賠償の額の決定について報告します。4ページを御覧ください。

賠償額が300万円以下の損害賠償額の決定については、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分ができることとなっており、被害者に速やかに賠償金を支払う必要があったことから、令和4年11月10日に専決処分をしたので、その報告を行うものです。

事故の概要ですが、9月18日夜から19日午前10時頃までの間に、県立大分東高校敷地内の木の枝が台風第14号の強風により折れ、道路を挟み同校の北側にある民家の所有するカーポートの屋根に当たり、屋根の一部を損傷させたものです。相手方及び被害箇所等は、資料の2に記載のとおりです。

県としては、公の営造物である学校敷地内の木の管理に瑕疵があり、他人に損害を与えたため、国家賠償法第2条に基づき、相手方に損害賠償を行うものです。

次に、教育委員会の令和5年度当初予算の要求状況について、説明します。別冊資料、令和5年度教育委員会当初予算一般会計要求の概要をお願いします。

なお、令和5年度の要求状況の公表については、本日、各部局からそれぞれの常任委員会でも説明した後公表します。公表までの間、取扱いに御注意いただきますようお願いいたします。

令和5年度当初予算は、来年4月に統一地方選挙が行われることから、人件費、扶助費、公債費などの義務的経費や継続事業を中心とした骨格予算として編成されます。教育委員会では、教育行政の停滞を招くことのないよう、一人1台端末を活用した教育環境の充実、働き方改革の推進など、喫緊の政策課題について、年度当初から執行が必要な予算を要求しています。

1ページの一番上の表にあるように、教育委員会の当初予算要求額は、人件費を除く事業費ベースで185億1,030万2千円です。これを令和4年度当初予算額と比較すると、額にして15億4,625万7千円、率にして9.1%の増となります。これは、燃料費の高騰や新設特別支援学校に係る経費等を計上したことによるものです。

その下の事業体系図は、安心・活力・発展プラン2015の施策体系に沿って、取組を表しています。各項目の下に記載の事業が、今回、教員委員会で要求している主な事業です。

それでは、個別の主な事業について説明します。

3ページを御覧ください。

2新時代の学びを支えるICT活用推進事業2億6,440万円です。ICTを効果的に活用した授業改善を図るため、ICT教育サポーターを育成・派遣するプラットフォームや、優良授業事例等を閲覧できるポータルサイトを運営するほか、県立学校の通信環境やタブレットの更新など、ICT機器の整備を行うものです。

続いて、5学校部活動改革サポート事業8,511万8千円です。教員の部活動指導に係る負担軽減と競技経験者による指導の充実を図るため、部活動指導員を配置するとともに、総合型地域スポーツクラブ等と連携し、コーディネーターの配置や市町村単位での合同部活動などにより、部活動の地域移行を推進します。

続いて、6県立高校未来創生事業6,106万3千円です。今後の社会に求められるデジタル人材等を育成するため、県立高校3校、情報科学高校、津久見高校、大分工業高校における学科改編等に対応した新たな授業展開等に取り

組むとともに、国東高校、安心院高校、久住高原農業高校における全国募集を推進するものです。

続いて下から二つ目、10データサイエンス・数学系人材育成事業4,039万2千円です。今後の社会に求められるデジタル人材を育成するため、データ分析に必要な数学力の習得につながる講座や探究活動を実施するものです。

続いて、11宇宙科学体験学習推進事業1億1,479万円です。子どもの宇宙関連分野への好奇心や探究心を育むため、香々地青少年の家において、プラネタリウムの整備等により、宇宙科学体験学習を実施するものです。

続いて、次のページの上から三つ目、14いじめ・不登校等対策事業9,224万9千円です。いじめ・不登校等の未然防止や早期支援、長期的支援のため、教室に入れない児童生徒を別室で支援する登校支援員の配置拡充など、教育相談体制の充実を図るとともに、先端技術等を活用した取組を強化します。

続いて、三つ下の17県立学校施設整備事業32億7,338万1千円です。教育環境の改善を図るため、老朽化した校舎等の新增改築や大規模改造など県立学校の整備を行うものです。主に、大分地区新設特別支援学校校舎の建設等を実施します。

その二つ下の19教員業務サポートスタッフ等派遣事業7億137万2千円です。学校教育活動の充実と教員の負担軽減に向けた取組を推進するため、事務作業等を支援するスクールサポートスタッフ及びきめ細かな指導を行う学習指導員の配置を充実させます。

最後に、その二つ下の21教員確保に向けた教員の魅力発信事業379万7千円です。教員採用試験受験者の増加を図るため、教員の魅力を発信する広報活動や県外会場での試験を実施します。

**友成特別教育支援課長** 第三次大分県特別支援教育推進計画（改訂版）について、御報告します。

平成30年に策定した現行の第三次大分県特別支援教育推進計画は、期間を令和4年度まで

としていましたが、昨年12月の常任委員会で御説明したように、大分県長期教育計画と期間をそろえるために、令和6年度まで2年間延長することとしました。期間の延長に伴い、改訂版を策定したので御説明します。

委員会資料の5ページを御覧ください。

改訂版の概要です。策定にあたっては、基本方針と基本目標は現計画のものを継続し、令和2から3年度に実施したフォローアップ委員会の意見を基に、特別支援教育を取り巻く状況の変化も考慮しながら、見直しを行いました。

まずI障がいのある子どもの学ぶ権利を保障する教育環境の整備として、(1)幼稚園、小中学校等、高等学校においては、①特別支援学級、通級による指導の教室の在り方として、通級指導教室の設置のない学校の児童生徒たちの支援のため、巡回通級を促進します。また、②管理職の特別支援教育への意識向上として専門的な研修の実施、③公立高等学校における特別支援教育の推進として、特別支援教育支援員の配置促進に取り組みます。(2)特別支援学校での環境整備として、昨年12月の常任委員会で御説明したとおり、別府支援学校本校の存続と南石垣支援学校の別府羽室台高校跡地への移転を行います。また、大分地区新設特別支援学校については、令和6年4月の開校に向けて準備を進めます。(3)特別支援教育ネットワークの構築では、小中学校等への専門的な指導助言システムの強化に取り組みます。

次に、II特別支援教育の充実に向けた教職員の専門性の向上として、(1)多様な障がいへの対応として、⑦外部人材の活用による障がいのある幼児児童生徒への対応の強化、⑧特別支援学校教諭免許状保有率の向上、⑨特別支援学校における個別の指導計画の充実と活用を進めます。また、(2)全ての教職員を対象とした研修として、特別支援教育コーディネーターへの研修を実施します。

これらの方策を基に、より実効性のある取組を進め、障がいのある子どもたちの現在、将来の豊かな生活につながるような、子どもたちの夢を叶えることのできるような教育を目指して

いきたいと考えています。

**阿部委員長** 以上で、説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

委員の皆様から質疑、御意見等はありませんか。

**麻生委員** 来年度の概算要求について、新時代の学びを支えるICT活用推進事業で、機器の整備等ともありますが、運用とか指導の格差がかなり出始めていると現場の声を聞いています。一番大事なものは、そうならないようにしっかり指導とか情報共有が必要ではないかなと思っています。

先般、本委員会で、東京都武蔵野市の聖徳中学高等学校へ視察に行き、そこでICT教育の専門の先生に話を聞いた際に、大分県には教育委員会に以前いらっしゃった土井敏裕氏かな、非常に詳しい専門の先生がいるからいいですねと言われました。そのときに話に出たAppleの認定校や認定教諭が大分県にどれくらいいるのか把握しているのか。あるいはIntelのマスターティーチャーとか、そういうICT教育に特化した専門の方々がどれくらい育っているのか、その辺の状況について報告いただければと思います。

**神崎教育デジタル改革室長** 土井氏は県を退職されて、企業を立ち上げて、市町村のICT支援員として複数校に入っていられっしゃいます。

市町村の場合、直接雇用のICT支援員と、外部委託のICT支援員と2種類あり、どういった資格を義務付けているかは把握していません。ただ、県が全県立学校に派遣しているICT教育サポーターは、資格をなるべく取得するようお願いしています。先月も約3、4人資格試験に合格して、半数以上が資格を取得するよう、今、教育してもらっているところです。一定のレベルに達成しないと、ICT教育サポーターは現場に出さないようにしているので、外部の有識者から指導いただき、レベルを見極めた上で派遣するようしています。

**麻生委員** 大変御苦労されているのはよく分かりますし、土井氏も教育格差の拡大が気がかりだとおっしゃっていました。ICTに対する専

門指導者の養成、配置の予算も必要だろうと思います。教育格差が広がらないように、そして、特に過疎校とか、小規模校とかは逆にチャンスだと思うので、そういったところに手厚くしっかり教育が届くようにお願いします。

**高橋委員** 主な事業概要の5学校部活動改革サポート事業ですが、教員の負担軽減ということで、総合型地域スポーツクラブ等への部活動の地域移行をやっていますが、現状として、それぞれの市町村で、どの程度進展しているのか教えてください。

それと、21教員確保に向けた教員の魅力発信事業で、SNSや動画を使って教員の魅力を発信する広報活動をされるかと思います。よく聞くのが、広報の内容を見ると魅力があるのに、現場に行ったら全然違うじゃないか、こんなはずではなかった、これでは続かないという声です。つまり、広報の内容と現実とがすごくギャップがあるということです。魅力発信はもちろん必要なことですが、実際に魅力ある現場にしないと、単に飾っただけの広報で、現場に先生として入ったけれども辞めていく人が増えてしまう心配があります。魅力の発信をするならば、それに合わせて、魅力のある現場に変えていく必要があるのではと思います。

**佐保体育保健課長** 今回の定例議会の中でも御質問がありましたが、地域移行に関して、市町村の進捗状況についてです。

昨年から地域移行に向けて、市町村等を訪問し、地域に向けての取組を進めていただくため、一緒になって協議等を行っています。その中で、検討委員会を設置して、関係団体の方に集まっていたいただき、市町村として、どういう移行の在り方が望ましいのかを検討していただきたいとお願いしています。今年度に入って、市町村によっては検討委員会を立ち上げて検討を進めているところもありますが、検討委員会を立ち上げたけれどもまだ協議はしていないとか、検討委員会自体がまだ立ち上がっていないとか、そういう市町村もあります。来年度から地域移行も始まるので、スピード感をもって取り組んでいただきたいと県からもお願いしています。

また、今般、国からガイドラインの改定の案が示されており、このガイドラインの改定を受け、県でも推進計画を策定することとしています。これを策定した後に市町村に示して、それを受けて市町村がそれぞれの市町村の推進計画を策定する形です。その中で、今後のスケジュール等を共有しながら、令和7年度までに休日の部活動の地域移行について、スピード感を持って対応していただきたいとお願いしています。

**大和教育人事課長** 教員の魅力発信事業に関して、現場が魅力ある職場にという御意見をいただいたので、見直したいと思います。

魅力ある職場にするためには、働き方改革をすることが不可欠だと考えています。19教員業務サポートスタッフ等派遣事業では、教員が教員でないとできない業務をそろって行えるように支援スタッフを配置して、教員に子どもと向き合う時間を確保してもらい、負担を軽減する事業を行っています。また20教員の産休・育休取得促進事業については、産休育休を取得するとあらかじめ分かっている教諭に対して、年度当初から代替教諭を配置する対応を行っています。また、ICTの活用や、研修や会議のオンライン化、いろんな取組を進めながら、教員の負担軽減を行っています。

このような働き方改革の取組について、魅力ある現場となるように引き続き努力していきたいと思います。

**高橋委員** ありがとうございます。部活動の地域移行は、私の地元の臼杵市で聞いてみると、そうは言ってもなかなかねという声がありますよね。スムーズに行くところと、地域の指導者不足とか、いろんな条件等で、やっぱり厳しいところもあるので、ぜひ県の支援、サポートをお願いしたいと思います。

それから、魅力ある職場づくりということで、働き方改革の際には、ぜひ現場の先生の声聞いてほしいと思います。現場の先生が何を要求しているか、こうなったらもっと働きやすいという声をたくさん吸い上げて、それをいかして、それを基に働き方改革をどうしていくかをぜひ考えていただければと思います。よろしくお願

いします。

**守永委員** 私も2点あります。一つは、高橋委員がさきほど質問した5学校部活動改革サポート事業ですが、さきほどの説明で令和5年度から始まると。部活動の地域移行にあたって、総合型地域スポーツクラブが出来上がっているところとできていないところと差があるでしょう。地域総合型スポーツクラブの立ち上げそのものにも学校が何らかの関わりを持っていくのか、その辺をどう考えているのか。あと、地域に移行した後、トラブルがあったときの責任の所在についてどういう検討をされているのか教えてください。

それともう一つ、4ページの14いじめ・不登校等対策事業ですが、これは未然防止、早期支援、長期的支援と書かれていますが、フリースクールとの連携についてはどのように考えていらっしゃるのか、教えてください。

それと、フリースクールについては、なかなか立ち上げたいという希望があっても、それを支える制度なり、財政的な支援も余りないように伺っていますが、何か検討されていることがあれば教えてください。

**佐保体育保健課長** 2点についてお答えします。

まず、現在、県内には42の総合型地域スポーツクラブがあります。本年度、また新たに三つのクラブが立ち上がって全部で45になりますが、当然、総合型地域スポーツクラブが全て部活動の地域移行を担えるかという、そういうわけではありません。あくまで受皿団体の一つとして、総合型地域スポーツクラブがあり、地域に根ざしたスポーツ活動を行っていますから、そこに中学生が行って活動する場合は移行が早いのではないかと考えていますが、当然、それだけでは賄えません。市町村によっては、いろんな団体を集めて、連携協議会とかをしながら、新たな団体も設置してそこで受ける等、今いろんな検討をしています。

2点目の責任の所在については、現在行っている部活動は、学校教育活動の一環として行われているので、事件や事故等が起こった場合には学校の責任となります。地域移行すると、簡

単に言うと社会体育と同じような考え方になり、当然、指導者も兼職や兼業等で、教員が指導する場合でも、教員としての立場ではなく、クラブの指導者としての立場になるので、最終的に事故や事件等が起こった場合の責任の所在は、その運営団体にあると考えます。

**谷川学校安全・安心支援課長** フリースクールとの連携ですが、連絡協議会等を開催しています。また、市町村それぞれに教育支援センター等があるので、当課が中心となって連携を図っています。4月当初、フリースクールが県内に23校ありましたが、リーフレットを作ってホームページでも紹介しています。また、今年度からフリースクールに対して、スクールカウンセラーを要望により派遣する取組もしています。

フリースクールの立ち上げを支える制度はないかということですが、現在はありません。

**守永委員** ありがとうございます。部活動は大事なことですし、安全に見守っていくために、しっかりと議論を深めていただければと思います。

また、フリースクールについても、子どもたちの居場所がきちんと確保できる取組の一つでもあるわけですから、きちんと連携して見守っていくことが子どもたちの成長につながると思うので、よろしくお願いします。

**馬場委員** さきほども出ましたが、いじめ、不登校の対策のところで、小学校、中学校、高校でもかなり増えている状況が続いていると思います。登校支援員もここに入っているということですが、登校支援員が何人いて、そこに来ている子どもたちが年々増えてきているのかどうか、実態はどのようになっているのか。

もう一つは、21教員確保に向けた教育の魅力発信事業で、さきほど高橋委員も言われましたが、来年の4月から、また教員不足という状況が起こらないようにしていただきたいと思います。いろんな制度ができて、なかなかそこに人がいない状況が一番厳しいと思いますが、新卒、教員採用試験受験者だけではなく、もっと教員確保の面でいろんな発信をしていかなければいけないと思いますが、いかがですか。

**谷川学校安全・安心支援課長** 登校支援員の取組について説明します。

登校支援員については、昨年度から14人を14校に配置しており、別室登校していた生徒たちの対応をしています。学校には行けるが、どうしても教室には入れない子どもたちがいます。そういった子どもたちの支援を目的として配置したもので、会計年度任用職員を配置しています。

この効果については、例えば、そういった場所があるのであれば、不登校から学校に足を運ぶことができた子どもたち、あるいはその居場所からまた教室に戻ることができた子どもたちの数が増えているという成果を出しています。特に、教室に戻れた子どもたちは、14校で70人を超えており、こういった取組を、さらに拡充させたいと考えています。

**大和教育人事課長** 教員確保のためには、まずは、教員採用試験において新採用教員を確保する。60歳以降、再任用教員として残ってもらう。臨時講師の確保の3点が大きな柱となってくると思います。

新採用教員の確保については、これまで県内だけで試験をやっていましたが、来年度は県外での試験についても検討しています。

また、2点目の再任用教員として残っていただく努力ですが、従来から再任用校長とか、再任用指導主事等の職を設けて、指導的な役割を60歳以降も担っていただけるようにしています。

そして、3点目の臨時講師についてですが、これまでは長期間更新を行っておらず、更新講習も受けていなかった方が教員として勤務することは難しかったですが、今年4月に免許更新制が廃止され、復帰しやすくなっています。また、免許が失効している方についても、再授与申請を簡素化したので、これからは制度変更を積極的に周知しながら、確保に向けて努力したいと思っています。

採用試験や臨時講師の募集に関して、これまで新聞やラジオ、ホームページ等で周知を図ってきましたが、これからはより広く周知を行う

ためにWeb広告を活用していきたいと考えています。

**馬場委員** ありがとうございます。結局、新採用を増やしていくとのことですが、今年の採用試験は、小、中、高校含めて、どのような状況であったのか。多分、小学校は厳しかったのではないかなと思います。不足した部分はどうしているのか、その辺の状況をお知らせください。

あと、不登校ですが、高校は減ったんですかね。高校は不登校の子どもたちが減少してきているんですかね。高校は義務制ではないので、長期欠席となると退学になってしまうのかなと思います。現状はどうかお尋ねします。

**大和教育人事課長** 今年度行った教員採用試験の状況ですが、出願倍率としては全体で2.7倍、そして、小学校については1.0倍という厳しい状況でした。小学校については、採用する200人に対して、最終合格者数はそれを下回り、非常に厳しい状況です。また、中学校についても、一部教科で採用予定者数を下回る状況となっています。

今後の教員確保ですが、さきほど申したように市町村教育委員会と連携しながら臨時講師の確保に努力していきます。

また、市町村教育委員会に対し、今年度末、60歳定年退職を迎える方へ、今の厳しい状況を踏まえて、できれば再任用、もしくはフルタイムができれば、非常勤講師として残っていただくように声かけをお願いしています。

**谷川学校安全・安心支援課長** 高校生の不登校について説明します。

一般質問でも質問いただきましたが、大分県では、中学3年生が不登校の人数が一番増える特徴があります。その結果、高校生の不登校の数が多分、令和3年度実績で最多となったと思います。さきほど中退についてのお尋ねがありましたが、中学で不登校の子どもたちが、高校に入ってきてそのままにしておくと、委員がおっしゃったように退学になる可能性が非常に高いですが、学校ではとても丁寧に対応しています。教員だけではなく、スクールカウンセラー、

スクールソーシャルワーカーも組織的に対応することで、中退率は全国平均を下回っている状況が続いています。子どもたちが中退することで、将来に対する希望を失わないように、先生方の取組と言うか、組織的な取組が今後とも続いていくように、教育委員会としても支援していきたいと考えます。

**阿部委員長** ほかに質疑、御意見等はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

**阿部委員長** 委員外議員の方で御質疑はありませんか。

**平岩委員外議員** 特別支援教育の第三次計画の中で、管理職の特別支援教育への意識向上という文言があり、これはとても大事なことだと思いますが、具体的にどういうカリキュラム、どういう内容をやっていくか、教えていただきたいと思います。

私も特別支援教育に随分長く関わってきましたが、校長の姿勢によって、どれだけ充実した教育ができるのかが変わってきます。また義務制の場合は、特別支援教育がどれだけ厳しいかを体感、経験した人が管理職になってほしいという願いをずっと持って来ました。高校は普通科高校、工業系高校、職業系高校といろいろありますから、全く経験がない方が管理職でいらっしゃることもありました。人柄にもよるのでしょうが、校長の理解度が高いと、すごく教育を充実させることができるなど思っていました。ですので、少しそこを教えてください。

それともう1点は、今回の一般質問で学力とタブレットの関係が質問されていて、それぞれの市町村の義務制で、タブレット一人1台端末がどのくらい普及しているかは、はっきりと答弁がなかったと思いますが、それがどういう状況なのか。

私はタブレットで授業をしたことがないですが、いろんな問題も作れて、その問題を家で開いたかどうかを学校側が把握できると聞いているので、その活用方法は市町村によって違いがあるかと思いますが、もし今の時点で分かっていたら教えてください。また、高校生はもうみ

んな一人1台端末を持って帰っていますが、小学生の子どもがこれを毎日持ち帰るとしたら大変重たいですよ。ランドセルに荷物が3キログラムぐらいあるのに、さらにこれが増えると大変だなど、端から見ていると思うものですから、低学年はどうなっているのかを教えてください。  
**友成特別教育支援課長** 校長の研修についてお答えします。

やはり学校においては、学校長がリーダーシップを取って、組織的に学校運営していくことが重要です。中でも特別支援教育については、他人任せにせず、校内の支援体制を整えていくことが非常に重要だと考えています。

なので、私どもとしては、小中高等学校、全ての校長先生に研修を受けてほしいという願いを持っています。ただ、それを基本研修という形でやると、なかなか移動に時間がかかったりするので、来年動画配信での研修を今、課内で検討しています。

中身については、就学指導そのもののこともあるし、特別支援学級等の運営のこともあるし、あるいは具体的な今後の支援についても取り上げながら、特別支援教育についての理解を深めていきたいと思っています。

**武野義務教育課長** 一人1台端末の持ち帰りについてです。第4回定例会でも御質問があって、市町村ごとに取組状況が違うという答弁でした。まだなかなか進んでいない市町村に対しては、計画書を定めて出してもらおうよう求めています。

そもそもタブレットは授業と家庭学習をつなげることが主な目的でもあります。当然、授業でタブレットを使わない学習もあるので、1週間に1回持って帰らせるところもあれば、毎日持って帰らせるところ、それぞれ学校の実情によっても違います。有効活用することは大切なので、持って帰ることを勧めていきたいと考えています。

重さについてですが、ランドセルの重さは大体体重の20%以内が望ましいと言われていました。以前は、学校に個人のを置いておくと危ないので、全て持って帰らせる指導をしていましたが、今は、いわゆる置き勉を認めている

状況です。教科書等で置いていいものについてはできるだけ置いて帰るようにしているので、各市町村に話を聞くと、大体20%以内で収めるように指導しているとのことでした。

**平岩委員外議員** ありがとうございます。管理職の特別支援教育の研修をしていただきたいと思いますが、一番大事なのは、学校長と担任等の直接子どもと関わっている教員が、うまくコミュニケーションができることだと思います。それが本当に子どもを支えられる体制だと思うので、ぜひよろしくをお願いします。

要望ですが、さきほどから教員にとって魅力ある学校をと言われていますが、子どもにとって魅力ある学校に私たちはしていかなきゃいけないと思っています。不登校の子どもは3千人を超えている状況ですが、いろんな背景があります。いろんな課題を抱えている子どももいますが、どちらかというと繊細で、もっと楽になっていいんだよと言ってあげたい子どももたくさんいます。やはりそういう子どもたち一人一人をしっかり支えられる体制、しっかりと子どもと向き合える学校教育だったらもう少し救われるのではないかなと思います。ぜひ子どもにとっても魅力ある学校にする、それは当たり前のことですが、みんなで考えていけたらなと思います。要望です。

**猿渡委員外議員** さきほどから教員確保の話が出ていますが、毎年90人前後の病休があるし、産休もあるわけで、あらかじめ産休、病休を想定して、余分にと言うか、多めに採用することが必要ではないかという声を聞いています。いろいろ難しい面があるかと思いますが、必要ではないかと私も思います。その点どうか1点。

あと、スクールカウンセラーとも関わってくるかと思いますが、生理用品の無償配布の問題で、大分県としては保健室に生理用品を置くことで、子どもの家庭の状況を把握していきたいという説明だったと思います。その後、保健室に置いたことでのメリット、デメリット、トイレに置くことでのメリット、デメリットはどうか。子どもたちの状況は把握できているのか。把握したことによって、その後の対応などが充

実できているのか、そのあたりの状況を教えてください。

**大和教育人事課長** 産休、育休を取得する際に、あらかじめ教員を採用してはという御意見ですが、その内容については、20教員の産休・育休取得促進事業として対応しています。

この事業は、令和2年度に開始しましたが、それまでのルールでは、1学期中に産育休に入る小中学校の教員がいる場合、引継期間3日間で代替教員を配置していましたが、1学期当初から代替教員を配置して、引継期間を十分に取るようにしました。また、代替教員が当初から担任になることで、学期途中の担任の交代を避ける教育効果も考えて対応しています。

さらに、令和3年度については、その対象を小中学校から県立学校、また、養護教諭にも拡大し、今年度は2学期中に産育休に入る小学校、特別支援学校の学級担任について拡大しました。

今回計上している来年度の予算要求については、2学期の早期配置について、さらに中学校、高校の担任まで拡大するものです。

**佐保体育保健課長** 生理用品の配布についてですが、現在、県立学校については保健室や職員室等に配置して、子どもたちがどの先生に対して申し出ても渡している状況です。

今年度の状況については、配布個数や、その利用方法についてのメリット、デメリットを年度末に調査する予定にしており、現在は確認等はしていません。

昨年度の状況調査によると、取組を周知したことによって、以前と比べ、もらいに来る生徒は増えているとか、必要数を聞いて追加することがあるとかを確認していますが、実態、状況についての確認等はできていないので、今後学校等での調査によって確認していきたいと思っています。

**猿渡委員外議員** さきほど産休の件で説明いただいたことは知っています。私の言い方が悪かったかもしれませんが、私が言いたいのは、正規教員を余分に採用しておいて、産育休などのときに先生を探さないといけない状況の解消につなげるが必要ではないかということです。

生理用品の件も、やはり子どもたちの家庭の状況を把握するために、職員室や保健室に置くと言ったのですから、その辺の状況をどう把握して教育につなげているのかぜひ検証して、今後にかしめていただきたいと思います。要望にとどめておきます。

**阿部委員長** ほかに御質疑等もないので、続いて④、⑤の報告をお願いします。

**大和教育人事課長** 損害賠償請求事件に係る求償について御報告します。12ページを御覧ください。

本損害賠償請求事件は平成31年1月17日に、大分県立高校の生徒が自殺を図り後遺障害を負ったことについて、当該生徒とその母親から、同校教諭であった者との性的関係が原因であるなどとして、令和2年1月14日に大分県を被告として大分地方裁判所に1億3,118万7,494円の損害賠償請求訴訟が提起されたものです。

令和4年10月12日に大分地方裁判所において和解が成立し、10月24日に大分県が原告に対し解決金として500万円を支払いました。11月18日の教育委員会で協議の上、求償することを決定し、元教諭に対して請求を行いました。求償額は、解決金として支払った500万円のうち、大分県教育委員会が加入している賠償責任保険から300万円が補填されたため、県の実質的な負担額は200万円です。なお、元教諭は求償に応じ、既に200万円は元教諭から大分県へ納入されています。

続いて、大分市立小学校教諭逮捕事案について御報告します。13ページを御覧ください。

大分市立小学校教諭の渡邊希綱23歳が、令和4年10月11日、大分市において、10代女性の体を触った強制わいせつ容疑で、令和4年11月6日に逮捕されました。また令和4年4月20日、大分市において、10代女性に無理矢理わいせつな行為をした強制わいせつ容疑で、令和4年11月25日に再逮捕されました。当該教諭は、警察署に拘留中のため、大分県教育委員会及び県教育委員会での事実確認ができていません。今後、大分県教育委員会からの正

式な報告を待つて、事実確認を行った後、厳正に対処していきます。

**阿部委員長** 以上で、説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

委員の皆様から質疑、御意見等はありませんか。

**守永委員** 報告④の損害賠償請求事件の求償の関係ですが、こうなるだろうとは想像はしていましたが、この責任の所在がどこにあると見た判決だったのか。県が犯罪者に対してどういう指導、監督をしたか、それが手ぬるかったのではないかと問われたものではなかったのか。今回、元教諭の故意による行為により発生したものと整理をされてしまっていますが、そこに管理監督者としての責任度合いは、この教育委員会の中で議論されたのかどうか。その認識があるなしで、今後どういう体制で、再発を避けていくのかの在り方も問われてくると思いますが、その辺の考え方はどんなものでしょうか。

**大和教育人事課長** 今回、裁判所からの和解勧告の中でも、元教諭の行った行為については決して許されない行為だと言われています。ただし、県に管理監督上の責任がなかったかと言うと、それは全く否定できないと思っています。いろんな相談体制の整備とか、教職員が生徒との間で禁止している事項のさらなる徹底とか、生徒保護者への対応として、教職員だけではなく、保護者に対して教員の間で禁止していることをさらに徹底していかないといけないとか、そのようなことを再発防止策として考えています。

**守永委員** 実際問題、今回のこの勧告内容が、具体的にどういう理論で500万円という金額を示されたのかとかがはっきり情報として分からないので、どう判断すべきかは簡単には言えないと思いますが、やはり管理監督上の責任の在り方が問われたことは、頭に置いておく必要があるだろうと思います。求償権行使の理由として、一方的に教員が悪いんだだけで済ませてしまっただけでは、十分ではないのかなという気がしています。今後検討の場があれば、ぜひ検討していただければと思います。

**阿部委員長** ほかに質疑、御意見等はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

**阿部委員長** 委員外議員の方で何かありませんか。

**猿渡委員外議員** 報告の⑤ですが、これに類似したことが過去にもいろいろあったかと思うんです。そういうわいせつ行為などをした教員を、学校現場に戻さないことが大事ではないかと思いますが、過去の件で、その点はどうなっているのでしょうか。

**大和教育人事課長** このようなわいせつ行為を行った教員は、事実が判明後、即座に学校勤務から外しています。再発防止ですが、昨年度の本委員会でも採用の時点での確認が甘いのではないかという御意見をいただいて、昨年度の教員採用試験から、公務員として必要な倫理観を問うような質問を面接試験で行うようにしました。また、自己紹介書の様式の中に、賞罰を書く欄を設けて、もしその記載がある場合については、面接の中でその内容を確認しています。

**阿部委員長** ほかに質疑、御意見等はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

**阿部委員長** ほかに御質疑等もないので、以上で諸般の報告を終わります。

この際、何かありませんか。

**麻生委員** もう時間がないので簡潔に申し上げますが、一般質問の際に教員不足、あるいはそれに伴って教員の広域人事についてのいろいろな検討状況が報告されました。

さきほど命に関わる部分については厳しく指摘をしましたが、それ以外の部分は、もっとおおらかな社会になって、発達障害とか、いろいろな形の不登校だとか、差別をするのではなしに、教育行政もおおらかな方向性と言うか、道筋をつくっていくのが大事ではないかなと。教員の広域人事に関しても、最近の子どもは、保護者もゲーム世代になっているので全てバーチャルでリアリティがない。深く考える力とか探究心がとても大事になる。つまり、いろいろな体験をすることが大事だと思います。

そういう意味でも、中山間地域で、山の中を駆け回るような体験とか、海辺で海風、潮風に当たるような体験が必要でないでしょうか。広域人事で、若いときにそういう体験をしている先生とそうでない先生でだいぶ違うのではないかな。かといって、それを理由に学校の先生になりたくないと思われたい形をどうつくっていくかを探究してほしい、考えてほしいと思います。

私の地元の大分市立神崎小学校は、34年ほど前、北海道に視察に行つて小規模特認校になりました。複式学級だったのですが、20年かけて地域を挙げて学校を応援し、複式学級も解消されています。子ども屋台だとか、シーカヤックの体験をしたり、びわの袋かけ体験をしたりして、遠くからここに通っている子どももいます。学校の先生でもフリースクールの先生になりたがっている人もいますよね。そう考えると、少し考え方を転換させてほしいなど。

例えば、広域人事の中で若いときに海辺とか山の中の学校を体験するのは、なかなか仕組み的にも難しいかもしれませんが、せめて教育実習の中で、そういう体験をするような機会を増やすとか、真剣に考えれば、いろんなことができるのではないかなと思います。そういう仕組みづくりを、ぜひ教育委員会として探究して深く考えていただきますことを要望しておきます。

**高橋委員** 今回の定例会で、尾島議員から、採用試験におけるコロナウイルス感染者の扱いについて質問があったと思います。教育長から、事前に受験者に対して、再試験はしないと通知をしているということですが、聞いてみると、それが徹底していないと言うか、よく伝わっていない。どこでどういう形で通知して、受験者に本当に徹底しているのか。

それと、1次試験については難しいと思いますが、2次試験、3次試験は、模擬授業とか面接なので、ここら辺については、今後、何がしかの配慮ができないものかなと思います。受験してそれで不採用というのであれば、それは納得できると思いますが、学校現場に出ていて、たまたま濃厚接触者になった、罹患してしまっ

た。それで、はい駄目です、来年また受けてねでは、ちょっとこれはやっぱり受験者に対して冷たいと言うか、もう少し何らかの温かい配慮がほしいなと思います。

他県でも、この件については多分いろいろと今後検討すると思いますが、他県がしないから大分県もしませんではなくて、他県がしていなければ、大分県は受験者に対してはこういうメリットがありますよというところがないと、さきほどの人材確保の面から言っても、恐らく厳しいのではないかなと思います。

いろいろとハードルはあると思いますが、そこら辺の改善を今後ぜひお願いしたい。これはもう現場の声からも出ています。一生懸命、現場で臨時講師として子どもたちを教える一方で、採用試験の勉強もして、1次通った、2次通った、さあ3次となったら、あなたは濃厚接触者ですから、はい来年もう一年頑張っただけでは、これはやはりモチベーションが続かないのではないかな。ぜひそこら辺の受験者の心理も考慮して、何らかの配慮をお願いしたい。これは要望です。

**志村委員** 各市議会の12月の定例会で、現在行っている教員の人事異動では地域に根ざした教育活動を継続することが非常に難しい。教員のみならず子どもたちにとっても好ましい状況とは言えないという内容の意見書が出ているようです。さらに、災害のときには避難場所として学校の施設等を使うという役割を考えると、地域を知る教員が学校と地域の連携に欠かすことはできないという意見書が、町村については知りませんが、市議会の中でもいくつか出ているようです。意見書は非常に重たいものだと思います。県教育委員会と市教育委員会が同じベクトルでいることが当然だと私は思っています。これは知事と教育長あてですが、市議会から出るのはいかがなものかなと思っています。

しかし、意見書が上がれば、しっかりした対応を取らなければいけないですから、教育長、どうお考えでしょうか。

**岡本教育長** 意見書はしっかり尊重したいと思っています。当然のことだと思います。一番い

い方法を出していきたいと思っています。

**志村委員** 市町村によって対応は違うと思いますし、必ずしも一致していないところも出てくるとは思います。つまり、私が言いたいのは、県教育委員会と市教育委員会がしっかりとタッグを組んで、同じベクトルで行くのが大事ではないかなと思っていますので、どう対応するかということですよ。

**岡本教育長** これまでもってきていますが、それぞれの市町村教育委員会とこれからもしっかり話をした上で続けていきたいと思っています。

**阿部委員長** ほかにないので、これをもって、教育委員会関係の審査を終わります。

執行部はお疲れ様でした。執行部が入れ替わるので、少々お待ちください。

〔教育委員会退室、警察本部入室〕

**阿部委員長** これより、警察本部関係の審査を行います。本日は、委員外議員として平岩議員、猿渡議員に出席いただいています。それでは協議事項に入ります。

まず、付託案件の審査を行います。第115号議案警察署の名称、位置及び管轄区域条例の一部改正について執行部の説明を求めます。

**種田警察本部長** 委員会に先立ち、一言御挨拶申し上げます。

10月21日付けの異動で、大分県警察本部長を命ぜられました種田（おいだ）です。前任は、警察庁刑事局の捜査支援分析管理官をしていました。出身は岡山県です。どうぞよろしくをお願いします。

さて、阿部委員長をはじめ、委員及び委員外議員の皆様におかれては、平素から警察業務の各般にわたり、御理解と御支援を賜り、厚く御礼を申し上げます。

県警察の運営にあたっては、県民とともに歩む力強い警察という運営方針の下、県民の立場に立った各種施策を推進し、県民の皆様が安全で安心して暮らせる日本一安全な大分の実現に向け、職員一丸となって最大限の努力をしていきたいと考えています。引き続き県警察への特

段の御指導と御支援を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

本日の委員会では、付託案件3件について審査いただき、その後、諸般の報告として令和5年度当初予算要求状況について説明します。どうぞよろしくお願い申し上げます。

**佐藤警務部長** 文教警察委員会説明資料の2ページを御覧ください。

第115号議案警察署の名称、位置及び管轄区域条例の一部改正について御説明します。

本条例では、警察署ごとにその管轄する市町村名等を規定していますが、大分市については大分中央、大分東、大分南の3警察署が分担して管轄しているため、管轄区域を町名や大字名まで細かく規定しています。今回の改正は、大分市内の大字の区域の一部が町名変更されることに伴い、改正するものです。

変更後は大分東警察署管轄の大字下判田等の一部が京が丘南4丁目、大分南警察署管轄の大字国分及び大字杉原の一部がそれぞれ国分台及び梅が丘1丁目から3丁目となります。

なお、改正による各警察署の管轄区域自体の変更はありません。次ページ以降は変更される区域の地図を添付しています。改正条例の施行期日は、町名変更の実施日である令和5年1月7日となります。

**阿部委員長** 以上で、説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

委員の皆様から質疑、御意見等はありませんか。

**麻生委員** 来年1月7日施行とのことですが、こういった場合に、例えば、ヘリコプターシステムとか通信指令の監視システムとかは、全て1月7日に並行して変更するということでよろしいですか。

**足達警務課長** 今、委員から御指摘いただきましたが、大変すみませんが、ちょっとそこは確認をしてよろしいでしょうか。町名は変わりますが、地図とかがそのままの場合は可能ですが、町名変更がそのシステムにすぐに反映されるか確認させてください。

**麻生委員** 別府のひき逃げ事件を取り逃がした

りとか、こういったシステムの変更が直ちにできていないことが起因しているようなことがないように、しっかりと対処してください。

**阿部委員長** ほかに質疑、御意見等はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

**阿部委員長** 委員外議員の方は質疑等ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

**阿部委員長** ほかに、御質疑等もないので、これより採決します。

本案は、原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

**阿部委員長** 御異議がないので、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、第116号議案財産の取得について執行部の説明を求めます。

**佐藤警務部長** 第116号議案ヘリコプターテレビ伝送システムの更新に伴う財産の取得について、お手元の資料に沿って御説明します。文教警察委員会説明資料の6ページを御覧ください。

本件は、7千万円以上の動産の買入れに係る契約のため、県有財産条例第2条に基づき、議案を提出するものです。

ヘリコプターテレビ伝送システムは、県警ヘリコプターぶんどに搭載するカメラで撮影した映像を県庁舎などに送信し、リアルタイムに視聴できるシステムです。

2更新理由等については、現行のシステム導入から10年を迎え、老朽化するとともに部品供給が終了するためです。

上程議案については、カメラ等の機上設備の更新契約であり、これが、動産買入れの契約議案にあたるものです。

機上設備については、10月3日の入札後、3億1,900万円で仮契約を締結しています。令和4年第4回定例会で議会の承認を得ましたら、本契約の締結を行い、地上設備とともに、令和5年度中の運用開始を予定しています。よろしくお願い申し上げます。

**阿部委員長** 以上で、説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

委員の皆様から質疑、御意見等はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

**阿部委員長** 委員外議員の方は質疑等ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

**阿部委員長** 別に御質疑等もないので、これより採決します。

本案は、原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

**阿部委員長** 御異議がないので、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、第117号議案令和4年度大分県一般会計補正予算（第4号）のうち、警察本部関係部分について執行部の説明を求めます。

**小野会計課長** 警察費に係る予算の繰越しについて御説明します。

文教警察委員会説明資料の7ページ、繰越しの概要を御覧ください。

事業名は警察装備費、繰越額は310万9千円です。繰越理由は、県警ヘリコプターに搭載されているバッテリーの点検整備に使用する航空機用バッテリー充放電装置の更新整備にあたり、海外から調達する予定の一部部品の入手に期間を要することとなり、年度内での契約、納品が困難となったものです。本議会において繰越しの御承認をいただき、早期執行に努めたいと考えています。

**阿部委員長** 以上で、説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

委員の皆様から質疑、御意見等はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

**阿部委員長** 委員外議員の方は質疑等ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

**阿部委員長** 別に御質疑等もないので、これよりさきほど審査した教育委員会部分とあわせて採決します。

本案のうち本委員会関係部分については、原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

**阿部委員長** 御異議がないので、本案のうち本委員会関係部分については、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、執行部より、報告をしたい旨の申出があったので、これを許します。

**小野会計課長** 警察本部の令和5年度当初予算の要求状況について御説明します。なお、要求状況の公表については、各部局からそれぞれの常任委員会に御説明した後、本日の全ての常任委員会での説明終了後に、公表するスケジュールになっています。今から警察本部関係を説明しますが、公表までの間、取扱いに御注意いただきますようお願いいたします。

それでは、資料は令和5年度当初予算要求状況についての2ページを御覧ください。

令和5年度当初予算は、骨格予算として編成されることから、義務的経費や継続事業等を中心とした要求になっています。

事業費の令和5年度当初予算要求額は61億3,220万8千円です。令和4年度当初予算額と比較すると3億6,421万6千円、率にして6.3%の増額となっています。これは、ヘリコプターテレビ伝送システムの更新等によるものです。

次に、事業体系について御説明します。大分県長期総合計画安心・活力・発展プラン2015における政策のうち、安全・安心を実感できる暮らしの確立及び強靱な県土づくりと危機管理体制の充実のための主な事業を記載しています。具体的には、犯罪に強い地域社会の確立のため、警察施設改修費など3事業、人に優しい安全で安心な交通社会の実現のため、交通安全施設整備費など2事業、その下の大規模災害等への即応力の強化のため、災害対応能力強化事業を実施したいと考えています。

それでは、各事業の概要について御説明します。3ページを御覧ください。

表の一番上、警察施設改修費の要求額は2億

1, 202万5千円です。これは、警察施設の長寿命化を図るため、交番、駐在所等の予防保全改修などを計画的に行うほか、有事即応体制の強化等を図るため、中津警察署の本庁舎内部改修と、老朽化が進む附属棟を建て替え、執務室の移転等を行うものです。なお、中津警察署関係の工事については、令和5年度からの2か年の事業を予定しています。

その下、特殊詐欺等水際対策強化事業の要求額は1, 826万1千円です。これは、コールセンターを活用した注意喚起や大型ビジョン等による広報啓発などを行うほか、還付金詐欺被害等の発生が多い大分市、別府市内の大分銀行や郵便局を中心に、ATMの警戒等を業務委託し、被害の水際防止を図るものです。

その下、装備資器材等充実強化費の要求額は1億1, 416万2千円です。これは、重要犯罪の捜査等に迅速、的確に対応するための各種装備資器材の整備等を行うほか、警護時の要人へのテロ対策として、警護対象者が移動する際の車列の警護に必要な特殊仕様の警護車両を整備するものです。現行では、この警護車両が1台のため、複数の警護対象者の同時来県に備え、さらに1台整備し、警護体制を強化するものです。このほか国からも、警護対象者を銃器などの攻撃から守るための防弾壁等の装備品が配分される予定です。

その下、交通安全施設整備費の要求額は6億46万5千円です。これは、安全で円滑な道路交通を確保するため、信号機や横断歩道等の交通安全施設の整備を行うものです。

その下、交通事故防止総合対策事業の要求額は4, 354万4千円です。これは、交通事故の総量を抑止するため、県警の交通安全教育車を活用した交通安全教育の委託事業のほか、速度違反取締用機材の更新整備などを行うものです。

その下、災害対応能力強化事業の要求額は5億5, 322万3千円です。さきほど付託案件の審査で御説明したヘリコプターテレビ伝送システムの更新のほか、警察航空隊所属の操縦士1名に、ヘリコプターの各種計器の情報のみで

飛行することができる計器飛行証明の資格を取得させるものなどです。この資格取得により、視界が確保できない気象条件下等においても、飛行が可能となるなど、災害時における対応能力を強化するものです。

4ページを御覧ください。廃止事業です。記載の2事業については、所期の目的を達成したため、廃止するものです。

**阿部委員長** 以上で、説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

委員の皆様から質疑、御意見等はありませんか。

**麻生委員** 概算要求で骨格予算だと理解した上で、交通安全の施設整備費の要求ですが、その財源に関して道路管理者である国土交通省の道路局長が、今年の年頭に、ぜひ国土強靱化予算も充当して、どんどんやってほしいと言っていました。残り5か年で15兆円、これはもう使い切るしかないんだと、使えるものはどんどん使ってほしいという話がありました。先般、本委員会の視察で千葉県警に行き、台風の後の警察活動に関わる視察をしました。そこで、信号機が根元から折れたり、曲がったりしたものも見ました。そういう状況を考えると、老朽化している信号機が折れないようにとか、対応が必要な部分がたくさんあるかと思いますが、また、新規の要望もたくさんあるので、ぜひ財源を取ってくるぐらいの気持ちでよく調べて、肉付け予算では思い切って金額を伸ばしてほしいと要望しておきます。

**阿部委員長** ほかに質疑、御意見等はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

**阿部委員長** 委員外議員の方は質疑等ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

**阿部委員長** ほかに、御質疑等もないので、以上で諸般の報告を終わります。

この際、ほかに何かありませんか。

**猿渡委員外議員** 一つは、性犯罪の痴漢対策の問題ですが、痴漢に遭っている現場では電話とかはできないので、何かSOSを発信できるよ

うなものが欲しいという御意見を若い女性からいただいています。調べてみたら、警視庁もアプリを作っていたりするみたいですが、あまり知られていません。若い女性の意見を聞いて改善する必要があると思うんですね。音が出ないもので画面を見せるものもありますが、実際にその場でできる勇気があるかどうか、という意見もあります。

また電車の車両についても、あと1両か2両車両が多くして、ぎゅうぎゅうにならない、乗客にゆとりがある状態をつくるのが痴漢を防止することになるという意見もあります。

そういう御意見を踏まえて、アプリなど含めて周知を図るとか対策が必要ではないかと思いますが、まず、認知件数がどれくらいあるのか。その認知件数はほんの氷山の一角かと思うので、全体としてどのくらい痴漢行為があると考えているのか、教えていただきたい。

それと、市民への対応について御意見をいただいています。警察署に白線が消えているところを引いてくださいとお願いに行ったら、そのときに対応した職員が非常に上から目線で、ものすごく横着だったと。市民が正義のお巡りさんと違う印象を受けたと。親しまれる、信頼される警察になっていただくように、市民の対応についても丁寧に対応いただくようお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

**芦刈生活安全課長** まず、認知件数です。痴漢に限定した数字は出ていないですが、いわゆる強制わいせつは28件、それから、これに至らない身体接触とか覗きとか、迷惑防止条例にあたるものは57件です。電車内の痴漢に限定できませんが、トータルで85件になっています。

県警としては、電車内の痴漢対策については鉄道警察隊というのがあって、警戒活動をすると同時に、JRと連携して対策をしています。それから、各署でいろんな状況がありますが、大分南署辺りには大分大学、県立看護科学大学があるので、女子学生を含む新入学生に対して、いわゆる防犯講和と護身術を実施している状況です。

それと、さきほど議員が言われたアプリです

が、これは警視庁が痴漢対策アプリを確かにやっています。県警ではホームページで、女性が犯罪から身を守るための具体的な方策を列挙しています。例を挙げますと、暗い通りを歩かない、一人歩きを避けるとか、イヤホンで音楽を聴きながら、スマートフォンを操作しながら、と言ったいわゆるながら歩きをしないとか、防犯ブザーを持つといった内容を掲載しています。

**足達警務課長** 後半の警察官の対応についてですが、議員が今言われた件については、こちらでまだ事実確認等ができませんので、コメントのしようがないですが、ただ、一般的には、警察官が県民に対応する場合は、県民の立場に立って、県民のために仕事をしていることをよく認識するように指導していますので、引き続きその辺の教育をしっかりと行っていきたいと考えています。

**阿部委員長** ほかに御質疑等ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

**阿部委員長** 特にないので、これをもって、警察本部関係の審査を終わります。

執行部の皆さんお疲れ様でした。

委員の皆さんは、この後協議を行いますので、そのまま御着席をお願いします。

〔警察本部、委員外議員退室〕

**阿部委員長** これより、内部協議を行います。

まず、閉会中の継続調査の件について、お諮りします。

お手元に配付のとおり、各事項について閉会中の継続調査をしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

**阿部委員長** 御異議がないので、所定の手続を取ることにします。

この際、ほかに何かありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

**阿部委員長** 別にないので、私から1点よいですか。先月の県外調査で千葉県警の交通管制センターを見学しましたが、大分県警の交通管制センターをまだ見たことがないんです。よけれ

ば委員会として1度視察しませんか。

〔「はい」と言う者あり〕

**阿部委員長** では、事務局は調整をお願いします。これをもって委員会を終わります。

お疲れ様でした。